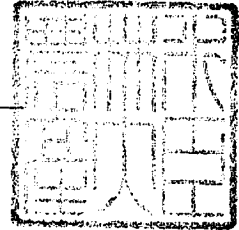




17消安第8623号
平成17年11月28日

農林物資規格調査会
会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 中川 昭一



日本農林規格制定又は見直しについて（諮問）

下記の日本農林規格を制定又は見直す必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条第5項及び第9条2の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 日本農林規格の制定
製材の日本農林規格
- 2 日本農林規格の見直し
 - (1) 針葉樹の構造用製材の日本農林規格（平成3年1月31日農林水産省告示第143号）
 - (2) 針葉樹の造作用製材の日本農林規格（平成8年7月11日農林水産省告示第1084号）
 - (3) 針葉樹の下地用製材の日本農林規格（平成8年7月11日農林水産省告示第1085号）
 - (4) 広葉樹製材の日本農林規格（平成8年7月11日農林水産省告示第1086号）
 - (5) 枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和49年7月8日農林省告示第600号）

○広葉樹製材の日本農林規格

〔平成八年七月十一日号外〕
〔農林水産省告示第千八百十六号〕

沿革 平成 九年 九月 三日 農林水産省告示第一三八一号
〔プレスハムの日本農林規格の一部を改正する告示三三
号による改正〕
平成一三年十一月三〇日号外 農林水産省告示第一五九九
号〔第一次改正〕

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十
五年法律第百七十五号）第七条第一項の規定に基づき、広葉樹製材
の日本農林規格を次のように定め、平成九年一月十一日から施行す
る。

広葉樹製材の日本農林規格

（適用の範囲）

第1条 この規格は、広葉樹製材に適用する。

（定義）

第2条 この規格において「材面」とは、板類については面積の大
きい2平面、角類については木口を除く4平面をいう。

（材種の区分）

第3条 広葉樹製材の材種は、木口の短辺及び木口の長辺により次
のように区分する。

（1）板類

木口の短辺が30mm以上75mm未満で木口の長辺が木口の短辺の
4倍以上のもの及び木口の短辺が30mm未満のもの

（2）角類

板類以外のもの

（寸法）

第4条 広葉樹製材の寸法は、木口の短辺、木口の長辺及び材長に
より区分する。

2 広葉樹製材の木口の短辺は、材の最小横断面における辺の欠を
補った方形の短い辺とし、広葉樹製材の木口の長辺は、その方形
の長い辺とする。ただし、最小横断面における辺の欠を補った断
面の形状が正方形のものにあつては、1辺をもって木口の短辺及
び木口の長辺とする。

3 広葉樹製材の材長は、両木口を結ぶ最短直線の長さとする。た
だし、延びに係る部分を除く。

4 ヤナギ科、ヤマモモ科、クルミ科、カバノキ科、ブナ科、ニレ
科、クワ科、カヅラ科、モクレン科、クスノキ科、マンサク科、
バラ科、ミカン科、ツゲ科、モチノキ科、カエデ科、トチノキ科、
ムクロジ科、シナノキ科、ツバキ科、ウコギ科、ミズキ科、カキ
ノキ科、ハイノキ科、ユヱノキ科及びモクセイ科の広葉樹製材の
標準寸法は、別表1のとおりとする。

5 前項に規定する種類以外の種類の広葉樹製材の標準寸法は、別
表2のとおりとする。

4 項…全部改正・5 項…追加 [平成13年11月農水省1599号]

(規格)

第5条 広葉樹製材の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
材面の品質	次項に規定するところによる。
インサイジング	インサイジングは、欠点とみなさない。ただし、その仕様は広葉樹製材の曲げ強さ及び曲げヤング係数の低下がおおむね1割を超えない範囲内とする。
	保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、次の基準に適合していること。 (1) 次のアからキまでのいずれかの薬剤で保存処理が行われていること。 ア クレオソート油保存処理薬剤 イ クロム・銅・ひ素化合物系保存処理薬剤 ウ アルキルアンモニウム化合物系保存処理薬剤 エ 銅・アルキルアンモニウム化合物系保存処理薬剤 オ ナフテノ酸銅系保存処理薬剤

カ ナフテノ酸亜鉛系保存処理薬剤
キ ほう素化合物系保存処理薬剤

(2) 別記の(1)の①のエの(ケ)の浸潤度試験の結果、辺材部分及び心材部分の浸潤度(試験片の切断面が辺材部分のみ又は心材部分のみから成る場合については、当該辺材部分又は心材部分の浸潤度)が、次の表の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる樹種区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していること。

性能区分	樹種区分	基準
K 1	すべての樹種	辺材部分の浸潤度が90%以上
K 2	耐久性D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上かつ材面から深さ10mmまでの心材部分の浸潤度が20%以上
	耐久性D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上かつ材面から深さ10mmまでの心材部分の浸潤度が80%以上

チキ

※「環境計画」②③

クスギ、ミズナラ、カブール、セラ
ンガンバツ、アピトン、ケンパスそ
の他心材の耐久性がこれらに類する
ものとする。

2 耐久性D₂の樹種は、ライトレド
メラソチ、イエローメラソチ、ター
ミナリア、レッドラワン、ブライ、
ラミンその他心材の耐久性がこれら
に類するものとする。

(3) 別記の(1)の①のエの(イ)の吸収量試験の結
果、薬剤の吸収量が、次の表の左欄に掲げ
る性能区分及び中欄に掲げる使用した薬剤
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げ
る基準に適合していること。

性能 区分	使用した 薬剤	基 準
K 1	ほう素化 化合物	ほう酸として1.2kg/m ³ 以上
K 2	クロム・ 銅・ひ素 化合物	クロム・銅・ひ素化合物 として1.8kg/m ³ 以上 9.0kg/m ³ 以下
	アルキル	ジデシルジメチルアソモ

保
理
処
理

K 3	すべての 樹種	辺材部分の浸潤度が80% 以上かつ材面から深さ10 mmまでの心材部分の浸潤 度が80%以上
K 4	耐久性D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が80% 以上かつ材面から深さ10 mmまでの心材部分の浸潤 度が80%以上
	耐久性D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が80% 以上かつ材面から深さ15 mm (厚さが90mmを超える 製材については、20mm) までの心材部分の浸潤度 が80%以上
K 5	すべての 樹種	辺材部分の浸潤度が80% 以上かつ材面から深さ15 mm (厚さが90mmを超える 製材については、20mm) までの心材部分の浸潤度 が80%以上

(注) 1 耐久性D₁の樹種は、ケヤキ、クリ、

品名	物質				
		K 3		K 4	
アンモニア化合物	銅・アルキルアンモニア化合物として1.3 kg/m ³ 以上	銅・アルキルアンモニア化合物として2.6 kg/m ³ 以上		銅・アルキルアンモニア化合物として2.6 kg/m ³ 以上	
	銅・アルキルアンモニア化合物として4.5 kg/m ³ 以上	銅・アルキルアンモニア化合物として9.0 kg/m ³ 以上		銅・アルキルアンモニア化合物として9.0 kg/m ³ 以上	
	油剤は、銅として0.4 kg/m ³ 以上	油剤は、銅として0.8 kg/m ³ 以上		油剤は、銅として0.8 kg/m ³ 以上	
	乳剤は、銅として0.5 kg/m ³ 以上	乳剤は、銅として1.0 kg/m ³ 以上		乳剤は、銅として1.0 kg/m ³ 以上	
ナフテン酸亜鉛	油剤は、亜鉛として0.8 kg/m ³ 以上	油剤は、亜鉛として1.6 kg/m ³ 以上		油剤は、亜鉛として1.6 kg/m ³ 以上	
	乳剤は、亜鉛として1.0 kg/m ³ 以上	乳剤は、亜鉛として2.0 kg/m ³ 以上		乳剤は、亜鉛として2.0 kg/m ³ 以上	
クロム・銅・ひ素化合物	クロム・銅・ひ素化合物として3.5 kg/m ³ 以上	クロム・銅・ひ素化合物として6.0 kg/m ³ 以上		クロム・銅・ひ素化合物として6.0 kg/m ³ 以上	
	10.5 kg/m ³ 以下	18.0 kg/m ³ 以下		18.0 kg/m ³ 以下	
アルキルアンモニア		DDACとして4.5 kg/m ³ 以上		DDACとして9.0 kg/m ³ 以上	

※〔法規七四九八〕⑧

	アソモニウム化合物	㎡以上
	銅・アルキルアソモニウム化合物として5.2 kg/㎡以上	
	ナフテン酸銅	油剤は、銅として1.2 kg/㎡以上 乳剤は、銅として1.5 kg/㎡以上
	ナフテン酸亜鉛	油剤は、亜鉛として3.2 kg/㎡以上 乳剤は、亜鉛として4.0 kg/㎡以上
K 5	クレオソート油	クレオソート油として170 kg/㎡以上
	クロム・銅・ひ素化合物	クロム・銅・ひ素化合物として7.5 kg/㎡以上 22.5 kg/㎡以下

含水率	乾燥材（含水率13%以下のものをいう。以下同じ。）の表示をするものにあつては、別記の(2)の含水率試験の結果、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が次の表の左欄に掲げる区分ごとく、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下であること。		
	区	分	基準
	D 10と表示するもの		10%
	D 13と表示するもの		13%
寸法	表示された寸法と測定した寸法との差が、次の表の左欄に掲げる区分ごとく、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下であること。 (単位 mm)		
	区	分	表示された寸法と測定した寸法との差
	木口の短辺及び木口の長辺		+制限なし — 0

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

4-8

薬 剤 名	薬剤の記号
ほう素化合物	B
クロム・銅・ひ素化合物	CCA
アルキルアゾモニウム化合物	AAC
銅・アルキルアゾモニウム化合物	ACQ
ナフテン酸銅	NCU
ナフテン酸亜鉛	NZN
クレオソート油	A

2 表示事項の項に規定する事項は、各本、各校又は各束ごとに見やすい箇所に明瞭に示しておくこと。

次に掲げる事項は、これを表示してはいないこと。

表示禁止事項	と。 (1) 表示事項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示
--------	---

(1) 前条第4項に規定する広葉樹製材

区分		基準	
無欠点載面	材面の面積が0.5㎡未満のもの	数が1個で、合計面積が材面の10以上9以下のこと。	数が2個以下で、合計面積が材面の2以上3以下のこと。
	材面の面積が0.5㎡以上1.0㎡未満のもの	数が1個で、合計面積が材面の10以上9のこと。	数が2個以下で、合計面積が材面の2以上3のこと。
	材面の面積が1.0㎡以上のもの	数が1個で、合計面積が材面の10以上9のこと。	数が3個以下で、合計面積が材面の2以上3のこと。
材面の	ないこと。	長径が30mm以下	長径が50mm以下

第十六編 農林 第九章 農林物資規格

	こと。	同左	—	顯著でないこと。
千割れ	割れの長さが材面の面積の25倍以下であること。	同左	—	顯著でないこと。
刃材（ならに限る。）	保存処理のうち1た性のものが示したては、よい。他たつたし、にあっては、材面の面積の25%以下で、木口/3以下であること。	保存処理のうち1た性のものが示したては、よい。他たつたし、にあっては、材面の面積の50%以下であること。		
曲	材長が1.8m未満のもの	15mm以下であること。		顯著でないこと。
	材長が1.8m以上2.4m未満のもの	20mm以下であること。		顯著でないこと。
	材長が2.4m以上3.0m未満のもの	25mm以下であること。		顯著でないこと。
	材長が3.0m以上のもの	30mm以下であること。		顯著でないこと。
そり、幅ぞり又はねじれ	ないこと。	軽微であること。		顯著でないこと。

波ぞり又は重曲	ないこと。	同左	顯著でないこと。
変色又は粗雑なひき肌	極めて軽微であること。	軽微であること。	利用上支障のないこと。
偽心（ぶなに限る。）	極めて軽微であること。	軽微であること。	利用上支障のないこと。
虫 穴	ないこと。	極めて軽微であること。	利用上支障のないこと。
心に近い部分	ないこと。	極めて軽微であること。	利用上支障のないこと。
目 切 れ	ないこと。	極めて軽微であること。	利用上支障のないこと。
腐 朽	ないこと。	極めて軽微であること。	利用上支障のないこと。
その他の欠点	ないこと。	極めて軽微であること。	利用上支障のないこと。

(注) (1) 節、木口割れ、目まわり、干割れ、辺材（ならに限る。）、変色又は粗雑なひき肌、偽心（ぶなに限る。）、虫穴、心に近い部分、目切れ、腐朽及びその他の欠点についての基準の判定は、不良面（欠点の程度の大きい材面をいう。以下同じ。）について行う。

(2) 木口の短辺が21mm以上のものについての特等及び1等にあつては、他の材面に貫通した節（生き節及び抜けるおそれのない死節を除く。）は、許容しない。

イ 角類

区 分	基 準	
	特 等	1 等 2 等
木口の短辺が51mm未満のもの	節がないこと。	1 4材面無欠点の長さの合計が材長の2/3以上で、他の部分において長径が30mm以下であること。 2 材長方向に材を60cmごとに区分した各部分（端数がある場合には、これを除く。）のうち、点の長さの合計が2/3以上であること。 3 材長方向に材を60cmごとに区分した各部分（端数がある場合には、これを除く。）につき1個以下であること。 4 材面無欠点の長さの合計が材長の1/2以上であること。
無		
欠		

点	部	反	節			
			び	身	丸	丸
木口の短辺が51mm以上80mm未満のもの	材長が2.4 m未満のものにあつては、材長が2.4 m以上は、材長が30mm以下で、数が1個以下であること。	1 4材面無欠点の合計が材長の2/3以上で、他の部分において材長が30mm以下であること。 2 材面無欠点で、他の材面に於いて30mm以下の節が材長方向に材を60cmごとに区分した各部分(端数がある場合を除く。)につき3点材面無欠点材で、他の材面において30mm以下の節が1個以下であること。	1 4材面無欠点の合計が材長の1/2以上であること。 2 材長方向に材を60cmごとに区分した各部分(端数がある場合を除く。)のうち、3材面無欠点であるものの合計が材長の1/2以上であること。	材長が2.4 m未満のものにあつては、材長が30mm以下で、数が2個以下であること。	1 4材面無欠点の合計が材長の2/3以上で、他の部分において材長が50mm以下であること。 2 材面無欠点で、他の材面に於いて30mm以下の節が材長方向に材を60cmごとに区分した各部分(端数がある場合を除く。)につき3点材面無欠点材で、他の材面において30mm以下の節が1個以下であること。	1 4材面無欠点の合計が材長の1/2以上であること。 2 材長方向に材を60cmごとに区分した各部分(端数がある場合を除く。)のうち、点であるものの合計が材長の1/2以上であること。

腐 朽	る。)	ってもよい。ただし、その他のものは、3材面において30%以下であること。	ってもよい。ただし、その他のものは、3材面において40%以下で、隣接2材面において50%以下であること。	
	その他の欠点	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。

(注) (1) 節、木口割れ、虫穴、変色又は粗雑なひき肌、辺材(ならに限る。)、腐朽及びその他の欠点についての基準の判定は、4材面について行う。

(2) 特等及び1等にあつては、他の材面に貫通した節(生き節及び抜けるおそれのない死節を除く。)は、許容しない。

(2) (1)に規定する広葉樹製材以外の広葉樹製材

ア 板類

区 分	基 準		
	特 等	1 等	2 等
	ないこと。	径比の最大が10%以下で、材長	径比の最大が20%以下で、材長

	こと。	こと。	こと。
木 口 割 れ	5%以下であること。	10%以下であること。	顕著でないこと。
目 ま わ り	5%以下であること。	同左	顕著でないこと。
	材長が1.8m未満のもの	10mm以下であること。	15mm以下であること。
	材長が1.8m以上2.4m未満のもの	15mm以下であること。	20mm以下であること。
	材長が2.4m以上3.0m未満のもの	20mm以下であること。	25mm以下であること。
曲 り	材長が3.0m以上のもの	25mm以下であること。	30mm以下であること。
	材長が3.0m以上のもの	25mm以下であること。	30mm以下であること。
虫 穴	ないこと。	極めて軽微であること。	顕著でないこと。
変色又は粗雑なひき肌	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。
辺材 (ならに限	保存処理のうち性能区分が区1のものを施した旨の表示があつては、辺材があつては、	保存処理のうち性能区分が区1のものを施した旨の表示があつては、辺材があつては、	—

節		方向に材を2mmごとに区分した各部分(端数がある場合には、これを含ま.)につき1個以下であること。ただし、木口の短辺が30mm未満で、木口の長辺の120mm未満のものは、ないこと。	方向に材を2mmごとに区分した各部分(端数がある場合には、これを含ま.)につき3個以下であること。ただし、木口の短辺が30mm未満で、木口の長辺の120mm未満のものは、1個以下であること。
丸身	5%以下であること。	10%以下であること。	20%以下であること。
木口割れ又は目まわり	5%以下であること。	10%以下であること。	20%以下であること。
干割れ	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。
曲り、そり、幅ぞり又はねじれ	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。
虫穴	ないこと。	極めて軽微であること。	顕著でないこと。
腐朽(パンキーを含む。)	ないこと。	軽微であること。	顕著でないこと。
辺材(フタバガ	ないこと。ただし、保存処理のうち性能区分が区1のものに示した旨の表示があるものにあつ	保存処理のうち性能区分が区1のものに示した旨の表示があつ	—

キ科に限る。)	してあるものにあっては、辺材があつてもよい。ただし、その他のものにあっては、材面の面積の50%以下であること。	ては、辺材があつてもよい。ただし、その他のものにあっては、材面の面積の50%以下であること。	
その他の欠点	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。

(注) 節、木口割れ、干割れ、虫穴、腐朽(パンキーを含む。)、
辺材(フタバガキ科に限る。)及びその他の欠点についての
基準の判定は、不良面について行う。

イ 角類

区 分	基 準			
	特 等	1 等	2 等	
節	ないこと。	1材面に存するか又は2材面に存し、径比の最大が30%以下であること。	1材面に存するか又は2材面に存し、径比の最大が50%以下であること。	
丸身	5%以下であること。	10%以下であること。	20%以下であること。	
木口割れ又は目まわり	5%以下であること。	10%以下であること。	20%以下であること。	
干割れ	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	

係る部分は、これを除いて測定する。

曲り、そり、幅ぞり又はねじれ	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。
虫 穴	ないこと。	極めて軽微であること。	顕著でないこと。
腐朽 (パンキーを含む。)	ないこと。	極めて軽微であること。	顕著でないこと。
辺材 (フタバガキ科に限る。)	ないこと。ただし、保存処理のうち性能区分がK1のものも表示がしてあるものにあっては、辺材がよい。	保存処理のうち性能区分がK1のものを施した旨の表示がしてあるものにあっては、よい。ただし、その他のものは、3材面において40%以下であること。	—
その他の欠点	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。

(注) 節、木口割れ、干割れ、虫穴、腐朽 (パンキーを含む。)、
辺材 (フタバガキ科に限る。) 及びその他の欠点についての
基準の判定は、4材面について行う。

1・2項……一部改正〔平成13年11月農水省1599号〕

(測定方法)

第6条 前条の規格における次の表の左欄に掲げる事項の測定方法は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、延びに

事 項	測 定 方 法
無欠点被覆面、4材面無欠点部分及び3材面無欠点部分	1 板類の無欠点被覆面とは、3に掲げる欠点がない材面の部分であって、次に掲げる幅及び長さ又は面積の方形のものをいう。この場合において、幅は材長方向に直角に、長さは材長方向に平行に測定する。 (1) 特等及び1等にあつては、幅が100 mm以上10 mm建て、長さが60 cm以上10 cm建て又は幅が80 mm以上10 mm建て、長さが90 cm以上10 cm建て (2) 2等にあつては、幅が80 mm以上面積が480 cm ² 以上 2 角類の4材面無欠点部分とは、4材面において3に掲げる欠点がない材の部分であつて長さ60 cm以上のものをいい、3材面無欠点部分とは、3材面において3に掲げる欠点がないものをいう。 3 節、そり、幅ぞり、波ぞり、重曲、ねじれ、目丸身、木口割れ、目まわり、干割れ、虫穴、目切れ、腐朽等
節	1 節の大きさは、節ばかまを除いた部分の最大の長径による。ただし、長径が3 mm以下の節は、対象としない。 2 2個の節の大きさの合計が30 mm以下のときは、2個を1個とみなす。 3 抜けるおそれのない死節は、生き節とみなす。 4 長径が短径の2.5倍以上の節の長径は、その実測した長径の1/2とみなす。 5 かなすじ又は入り皮で、幅が3 mm以下の線状

418

	をなすものは、その実測した長径の $1/2$ とみなす。 6 径比は、節の径のその存する材面の幅に対する百分率による。 7 節の径は、その存する材面の材長方向のりょう線に平行なその節の2接線間の長さ（その場合1又は2のりょう線によって切られている場合）とする。
丸身	1 辺に対する百分率は、丸身の長さのその存する木口の短辺又は木口の長辺に対する割合のうち最大のものとする。 2 材長に対する百分率は、丸身の長さの材長に対する割合とする。 3 材面における丸身の長さは、材面の一縁に2個以上あるときはその合計、材面の両縁にあるときは各縁における合計のうちいずれか大きいものによる。
木口割れ	1 百分率は、木口割れの長さの材長に対する割合による。 2 同一木口に2個以上あるときは最長のものの長さとし、両木口にあるときは各木口における最長のものの長さの合計とする。 3 材面における割れは、その長さの $1/2$（他の材面に貫通したものにあっては、その長さ）とみなす。 4 極めて軽微なものについては、対象としない。
目まわり	1 百分率は、その弧の長さのその存する木口の辺の欠を補った方形の4辺の合計に対する割合による。

	2 同一木口に2個以上あるときは最長のものの弧の長さとし、両木口にあるときは各木口における最長のものの弧の長さの合計とする。
辺材（なら及びフタバガキ科に限る。）	1 板類の百分率は、辺材の面積の材面の面積に対する割合による。 2 板類の木口の長辺に対する比は、材面における辺材部分の幅の合計の木口の長辺に対する比のうち最大のものとする。 3 角類の百分率は、各材面における辺材部分の幅の合計の木口の4辺の合計に対する割合のうち最大のものとする。
曲り（そりを含む。）	材長方向に沿う内曲面の最大矢高による。

別記（第5条関係）

(1) 保存処理試験

保存処理試験は、①に示す方法によって行う。ただし、保存処理を施した製材の樹種及び製材に対する薬剤の浸潤の仕様が特定しており、①のエの(7)の浸潤度試験の結果に基づく資料によって薬剤の浸潤度の判定を客観的に行うことができると登録格付機関、登録認定機関、登録外国格付機関又は登録外国認定機関が認めた場合（ほう素化合物系保存処理薬剤で処理されたものを除く。）には、②に示す方法によることができるものと

する。

① 切断により試験片を採取する場合

ア 試験試料の採取

試験に供する試験片を採取すべき保存処理を施した製材（以下「試験材」という。）を抜き取る方法は、1 荷口から次の表の左欄に掲げる保存処理を施した製材の枚数又は本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる枚数又は本数の試験材を任意に抜き取って行うものとする。

荷口の保存処理を施した製材の枚数又は本数	試料材の枚数又は本数	
	2	再試験を行う場合は、左に掲げる枚数又は本数の2倍の試験材を抜き取る。
1,000以下	2	
1,001以上 2,000以下	3	
2,001以上 3,000以下	4	
3,001以上 4,000以下	5	
4,001以上 6,000以下	6	
6,001以上 8,000以下	7	
8,001以上 10,000以下	8	

（注）荷口が10,000枚又は10,000本を超える場合には、1 荷口が

それぞれ10,000枚又は10,000本以下となるように分割する。

イ 試験片の採取

試験片は、各試験材の長さの中央部付近において、試験材の厚さ及び幅で、5 mm以上の長さの試験片を1枚ずつ採取する。ただし、ほう素化合物系保存処理薬剤で処理されたものにおいては、各試験材から辺材部分の長さの中央部付近において、試験材の厚さ及び幅で、5 mm以上の長さの試験片を1枚ずつ採取する。

ウ 試験結果の判定

1 荷口から採取された試験片のうち、基準に適合するものの数とその総数の90%以上であるときは、当該試験片に係る荷口は合格したものとし、70%未満であるときは、不合格とする。適合するものの数が70%以上90%未満であるときは、その荷口について改めて試験に要する試験片を採取して再試験を行い、その結果適合するものの数が90%以上であるときは、合格したものとし、90%未満であるときは、不合格とする。

エ 試験の方法

（ア）浸潤度試験

浸潤度は、試験片に含有される保存処理薬剤を確認の上、保存処理薬剤を試験法—1に示す方法によって呈色

させ、次式により算出する。

$$\text{辺材部分の浸潤度}(\%) = \frac{\text{試験片の辺材部分の呈色面積}}{\text{試験片の辺材部分の面積}} \times 100$$

$$\begin{aligned} & \text{試験片の材の表面から} \\ & \text{深さ } d \text{ (mm) までの心材部分の呈色面積} \\ & d \text{ (mm) までの心材} = \frac{\text{試験片の材の表面から}}{\text{深さ } d \text{ (mm) までの心材部分の面積}} \times 100 \end{aligned}$$

試験法—1 薬剤の呈色法

試験片の切断面を保存処理薬剤ごとに次に定める方法により呈色させる。使用する薬品は、当該薬品（試薬）に日本工業規格（以下「JIS」という。）の規定がある場合はJISによるものとする。

A クレオソート油保存処理薬剤で処理されたもの
クレオソート油による着色を確認する。
浸潤部は淡褐色に呈色する。

B クロム・銅・ひ素化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

1, 5—ジフェニルカルボニヒドラジド0.5 gを2—プロパノール50mlに溶解し、50mlの水を加えたものを塗布又は噴霧する。

浸潤部は淡赤褐色又は赤紫色に呈色する。

C アルキルアソモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A液（酢酸18gに水を加えて100mlとしたもの）を塗布又は噴霧して約3分間放置後、B液（プロセフェノールブルー0.2gをアセトンに溶解して100mlとしたもの）を塗布又は噴霧する。

約5分後に浸潤部は青色に呈色し、未浸潤部は黄色に呈色する。

D 銅・アルキルアソモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

クロムアズロールS 0.5 gと酢酸ナトリウム5 gとを水500 mlに溶解したものを塗布又は噴霧する。

浸潤部は濃緑色に呈色する。

E ナフテン酸銅系保存処理薬剤で処理されたもの
Bに同じ。

浸潤部は青紫色に呈色する。

F ナフテン酸亜鉛系保存処理薬剤で処理されたもの
ジチゾン（ジフェニルチオカルバゾン）0.1 gをクロホルム100 mlに溶解したものを塗布又は噴霧する。

浸潤部は赤色に呈色する。

レーナ

G ほう素化合物系保存処理薬剤で処理されたもの
 クルクミン（植物製）2gをエタノール（95%）98gに溶解したものを塗布し、乾燥させた後、塩酸20mlに水を加えて100mlとしたものにサリチル酸を飽和させた指示薬を塗布する。

浸潤部は赤色に呈色し、未浸潤部は黄色に呈色する。

(1) 吸収量試験

吸収量は、試験片に含有される保存処理薬剤の確認の上、保存処理薬剤又は主要成分を試験法一2に示す方法によって定量し、次式により算出する。ただし、これ以外の方法によって、試験片が基準に適合するかどうか明らかに判定できる場合は、その方法によることができる。

$$\text{吸収量 (kg/ml)} = \frac{\text{薬剤含有量 (mg)}}{\text{荷口的全試料の体積 (cm}^3\text{)}}$$

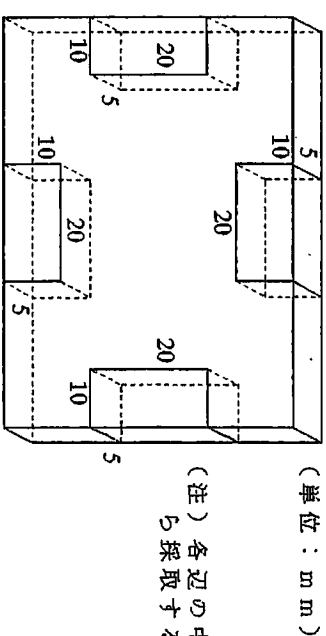
試験法一2 薬剤の定量法

保存処理薬剤ごとに次に定める方法により薬剤の吸収量を定量する。使用する薬剤は、当該薬品（試薬）にJISの規定がある場合はJISによるものとする。

A クレオソート油保存処理薬剤で処理されたもの

a 試料液の調製

試験片ごとに、それぞれ下図に示す4箇所から深さ10mm、幅5mm、長さ20mmの木片を採取し、これを細かく砕いて混合した後、全乾にしたものを試料とする。その荷口的全試料を合わせて円筒ろ紙に移し入れソックスレー抽出器に装着して、エタノール—ベンゼン混液（1：2v/v。以下同じ。）50mlで抽出流下液が無色透明になるまで抽出し、これを試料液とする。



（単位：mm）
 （注）各辺の中央部から採取すること。

b 定量方法

(a) 試料液を、100mlのなす型フラスコにエタノール—ベンゼン混液10mlで洗いながら移し入れ、ロータリーエバポレーターに装着して50℃の湯浴上で減圧しながら濃縮する。100mlのなす型フラスコの質量が恒量になるまで濃縮した後、フラスコの外面をよく拭って質量を測定する。

- (b) 別に空試験として、試験試料と同じ樹種の無処理の木材を用いて a 及び(a)と同様に操作して質量を測定する。

c 薬剤含有量の計算方法

b によって求めた値から次式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = (\text{本試験の質量 (mg)} - \text{本試験に用いたなす型フラスコの質量 (mg)}) - (\text{空試験の質量 (mg)} - \text{空試験に用いたなす型フラスコの質量 (mg)})$$

B クロム・銅・ひ素化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

1 吸光度法

a 試料液の調製

試験片ごとに、それぞれ A の a の図に示す 4 箇所から深さ 10mm、幅 5mm、長さ 20mm の木片を採取し、これを細かく砕いて混合した後、全乾にしたものを試料とする。その荷口的全試料を合わせて、その中から 1～2g を正確に量りとり、500ml の共通すり合わせトラップ球付き丸底フラスコに入れ、過酸化

水素水 (30%。以下同じ。) 10ml と硫酸 2ml を添加する。これを砂浴上で徐々に加熱し、内容物を分解する。フラスコの内容物が約 2ml になったところで、過酸化水素水 5ml を追加する。この操作を繰り返し、木材が完全に分解して内容物が透明な緑色になったところで約 2ml になるまで濃縮した後放冷する。フラスコの内壁を水で洗いなから内容物を 1,000ml のメスフラスコに移し、標線まで水で希釈し、これを試料液とする。

b 試薬及び検量線の作成

試薬及び検量線の作成は、工場排水試験方法の J

IS K0102 に規定するところによるものとする。

c 定量方法

(a) クロム化合物

A、B 2 個のビーカーを用意し、試料液 30ml 未満 (Cr として 0.003～0.05mg を含む。) を正確に量りとり、それぞれのビーカーに入れる。A ビーカーの試料液は水を加えて 30ml とし、硫酸 (1 + 1) 0.5ml を加えかき混ぜた後、過マンガン酸カリウム溶液 (0.3N/V%)。以下同じ。) 数滴を加え微紅色とする。加熱して微紅色が消えたならば

※ [規製長三〇一] ㊟

更に過マンガン酸カリウム溶液を滴下し、5分間煮沸しても微紅色が残るまでこの操作を続ける。

...

冷却後、尿素溶液 (20W/V%) 10mlを加え、激しくかき混ぜながら亜硝酸ナトリウム溶液 (10W/V%) を滴下して過剰の過マンガン酸を分解する。冷却後、ビーカーの内壁を水で洗いながら50mlのメスフラスコに移し入れ、液温を約15℃にし、1, 5-ジフェニルカルボノヒドrazilド溶液 (1W/V%)。以下同じ。) 1mlを加えて直ちに振り混ぜ、更に水を標線まで加えて振り混ぜ、5分間放置した後10mmの吸収セルに移し、これをA液とする。Bビーカーの試料液に硫酸 (1+1) 0.5mlを加え、ビーカーの内壁を水で洗いながら50mlのメスフラスコに移し入れ、1, 5-ジフェニルカルボノヒドrazilド溶液 1mlを加え、標線まで水で希釈し、よく振り混ぜた後吸収セルに移し、これをB液とする。B液を対照液としてA液の吸光度を波長 540 nm付近で測定し、あらかじめ作成した検量線からクロムの量を求め、次式によりクロム化合物の量を算出する。

$$CrO_3 = Cr \times 1.923 \times \frac{1,000}{\text{試料液採取量 (ml)}}$$

$$CrO_3 : \text{クロム化合物の量 (mg)}$$

$$Cr : \text{検量線から求めたクロムの量 (mg)}$$

(b) 銅化合物

試料液中の銅の量を工場排水試験方法のJIS K0102の52. 1によって求め、次式により銅化合物の量を算出する。

$$CuO = Cu \times 1.252 \times \frac{1,000}{\text{試料液採取量 (ml)}}$$

$$CuO : \text{銅化合物の量 (mg)}$$

$$Cu : \text{検量線から求めた銅の量 (mg)}$$

(c) ひ素化合物

試料液中のひ素の量を工場排水試験方法のJIS K0102の61. 1によって求め、次式によりひ素化合物の量を算出する。

$$As_2O_3 = As \times 1.534 \times \frac{1,000}{\text{試料液採取量 (ml)}}$$

$$As_2O_3 : \text{ひ素化合物の量 (mg)}$$

$$As : \text{検量線から求めたひ素の量 (mg)}$$

d 薬剤含有量の計算方法

cによって求めた値からそれぞれ次式により薬剤

4-20

含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{1}{\epsilon}$$

P : クロム化合物、銅化合物又はひ素化合物の量 (mg)

ε : 各成分の定量値を薬剤含有量に換算するための係数で、次の表に掲げるとおりとする。

薬剤の種類 成分	CCA 1	CCA 2	CCA 3
クロム化合物	0.655	0.353	0.475
銅化合物	0.181	0.196	0.185
ひ素化合物	0.164	0.451	0.340

II 原子吸光度法

a 試料液の調製

I の a に同じ。ただし、「1,000 ml のメスフラスコに移し」とあるのは、「250 ml のメスフラスコに移し、硫酸ナトリウム溶液 (3 W/V %。以下同じ。)

25 ml を加えた後」と読み替えるものとする。

b 検量線作成用の標準試料原液及び標準試料溶液の作成

(a) 標準試料原液の作成

硫酸銅 (II) 五水和物 0.983 g、ニクロム酸カリウム 1.415 g 及び三酸化二ひ素 0.660 g を、それぞれ 300 ml のビーカーに入れる。水 25 ml、過酸化水素水 10 ml、硫酸 4 ml を加え、砂浴上で徐々に加熱し溶解する。ビーカーの内壁を水で洗いながら内容物を 500 ml のメスフラスコに移し、硫酸ナトリウム溶液 (3 W/V %) 50 ml を加え、標線まで水で希釈し、これを標準試料原液とする。この標準試料原液の濃度は、Cr として 1 mg/ml、Cu として 0.5 mg/ml、As として 1 mg/ml となる。

(注) 標準試料原液は、市販の原子吸光分析用標準液を使用して調製する場合は、クロム、銅及びひ素の濃度が 2 : 1 : 2 の割合となるように混合し、過酸化水素水を加えクロムを還元し、硫酸濃度が 0.144 mol/L、硫酸ナトリウム濃度が 0.3 % となるよう調製しなければならない。

(b) 標準試料溶液の作成

標準試料原液10mlを 100 mlのメスフラスコに入れ、標線まで硫酸—硫酸ナトリウム溶液（水 500 ml中に硫酸 8 mlを注ぎ入れ、かき混ぜた後、硫酸ナトリウム 3 gを溶解し水で希釈して1,000 mlとしたもの。以下同じ。）で希釈する。そのうちから0～15mlを、段階的に、正確に量りながらとり、それぞれ 100 mlのメスフラスコに入れ標線まで硫酸—硫酸ナトリウム溶液で希釈し、これを標準試料溶液とする。

c 定量方法

標準試料溶液について、原子吸光度計により、クロム、銅及びひ素それぞれの吸光度を測定する。標準試料溶液の濃度を横軸に、吸光度を縦軸にとり、グラフ上にプロットし検量線を作成する。試料液についても、同一条件で吸光度を測定し、検量線の直線領域により目的成分の濃度を求める。各成分ごとの燃焼及び測定に用いる分析線の波長は、次の表のとおりとする。

成分	燃 焼 炎	測定波長 (nm)
クロム	空気—アセチレン	357.9又は429.0

銅	空気—アセチレン	324.8
ひ素	アルゴン—水素	193.7又は197.2

(注) 1 試料液の吸光度が検量線の範囲を超える場合は、硫酸—硫酸ナトリウム溶液で一定量に希釈し、検量線の範囲に入るよう調整し測定する。

2 測定波長は、クロム及びひ素については表中のいずれの波長を用いてもよいが、一貫して同一の波長を用いなければならない。

d 薬剤含有量の計算方法

cによって求めた値から次式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量(}\mu\text{g)} = P \times \frac{250 \times \text{試料液の希釈倍数}}{1,000} \times f \times \frac{1}{\varepsilon}$$

P：検量線から求めたクロム、銅又はひ素の濃度 (mg/l)

f：各化合物に換算するための係数で、それぞれ次に掲げるとおりとする。

クロム化合物：1.923
銅化合物：1.252

ひ素化合物：1.534

ε：各成分の定量値を薬剂含有量に換算するための係数で、次の表に掲げるとおりとする。

薬剂の種類 成分	CCA 1	CCA 2	CCA 3
クロム化合物	0.655	0.353	0.475
銅化合物	0.181	0.196	0.185
ひ素化合物	0.164	0.451	0.340

C アルキルアンモニウム化合物系保存処理薬剂で処理されたもの

a 試料液の調製

試験片ごとに、それぞれAのaの図に示す4箇所から深さ10mm、幅5mm、長さ20mmの木片を採取し、これを細かく砕いて混合した後、全乾にしたものを試料とする。その荷口の全試料を合わせて、その中から1〜2gを正確に量りとり、球管冷却器付き300mlの平底

フラスコに入れ、塩酸—エタノール混液（塩酸（35%）3mlにエタノールを加えて100mlとしたもの。以下同じ。）50mlを加えて湯浴上で1時間煮沸する。放冷後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約30mlのエタノールで洗浄する。ろ液を100mlのメスフラスコに移し、標線までエタノールで希釈し、これを試料液とする。

b 検量線の作成

DDAC標準液（0.1mg/ml：DDAC 0.1gを正確に量りとり、1,000mlのメスフラスコに入れ、標線まで水で希釈したもの）0〜4mlを段階的にビーカーに量りとり、それぞれについて塩酸—エタノール混液2mlを加えた後、水を加えて約40mlとし、1mol/L水酸化ナトリウム溶液（水酸化ナトリウム4gを水に溶解して100mlとしたもの）数滴を加えて、万能pH試験紙によるpHを約3.5とし、これを検量線用標準液とする。

あらかじめ、pH3.5の緩衝液（0.1mol/L酢酸水溶液と0.1mol/L酢酸ナトリウム水溶液を16：1で混合したもの。以下同じ。）10ml、オレンジⅡ溶液（0.1W/V）%：オレンジⅡ（p—β—ナフトール・アゾ

ベンゼンスルホン酸) 0.1 g を水に溶解し、100 ml としたものを。(以下同じ。) 3 ml、塩化ナトリウム 5 g 及びクロホルム 20 ml を入れた 100 ml の分液ロートに、検量線用標準液を加える。約 5 分間振とう後、約 30 分間静置してクロホルム層と水層の分離を待った後、クロホルム層の一部をとり、少量の硫酸ナトリウム(無水)を加えて脱水し、波長 485 nm における吸光度を測定して検量線を作成する。

c 定量方法

a で調製した試料液のうちから、DDAC として 0.4 mg 以下を含む量を正確に量りとり、100 ml のビーカーに入れ、水を加えて約 40 ml とした後、1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液数滴を加えて、万能 pH 試験紙による pH を約 3.5 とし、これを試験液とする。

あらかじめ、pH 3.5 の緩衝液 10 ml、オレンジ II 溶液 3 ml、塩化ナトリウム 5 g 及びクロホルム 20 ml を入れた 100 ml の分液ロートに、試験液を加える。約 5 分間振とう後、約 30 分間静置してクロホルム層と水層の分離を待った後、クロホルム層の一部をとり、少量の硫酸ナトリウム(無水)を加えて脱水し、波長 485 nm における吸光度を測定し、検量線から DDAC

の量を求める。

d 薬剤含有量の計算方法

c によって求めた値から次式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{\text{試料液の採取量 (ml)}}{100}$$

P : 検量線から求めた DDAC の量 (mg)

D 銅・アルキルアゾモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

a 試料液の調製

(a) 銅化合物

B の I の a に同じ。

(b) DDAC

C の a に同じ。

(c) N-アルキルベンジルジメチルアゾモニウムクロ

ライド (以下「BKC」という。)

C の a に同じ。

b 検量線の作成

(a) 銅化合物

原子吸光分析用の銅標準液 (1,000 ppm) 5 ml を 300 ml のビーカーに入れ、過酸化水素水 1 ml、硫酸

かえ

(1+4) 4 mlを加え、砂浴上で徐々に加熱する。

放冷後、ビーカーの内容物を 100 mlのメスフラスコに水で洗いながら移し、硫酸ナトリウム溶液10mlを加えた後、標線まで水で希釈したものを検量線用標準原液とする。この検量線用標準原液 0〜15mlを段階的に 100 mlのメスフラスコに量とり、硫酸一硫酸ナトリウム溶液を標線まで加えたものを標準試料溶液とする。それぞれの標準試料溶液について、波長 324.8 nmにおける吸光度を原子吸光光度計で測定して、検量線を作成する。

(b) D D A C

Cのbに同じ。

(c) B K C

Cのbに同じ。ただし、標準液としてB K Cを用いるものとする。

c 定量方法

(a) 銅化合物

試料液を検量線の範囲内に入るように硫酸一硫酸ナトリウム溶液で一定量に希釈し、原子吸光光度計によりbの(a)と同じ条件で吸光度を測定し、検量線の直線領域から銅の濃度を求める。

(b) D D A C

Cのcに同じ。

(c) B K C

Cのcに同じ。ただし、「D D A C」とあるのは、「B K C」と読み替えるものとする。

d 薬剤含有量の計算方法

(a) 銅化合物

cの(a)によって求めた値から次式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{250 \times \text{試料液の希釈倍数}}{1,000}$$

$$\times 1.252 \times \frac{1}{\epsilon}$$

P : 検量線から求めた銅の濃度 (mg/l)

(b) D D A C

cの(b)によって求めた値から次式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{100}{\text{試料液の採取量 (ml)}} \times \frac{1}{\epsilon}$$

P : 検量線から求めたD D A Cの量 (mg)

(c) B K C

cの(c)によって求めた値から次式により薬剤含有

量を算出する。

$$\text{薬剤含有量(}\mu\text{g)} = P \times \frac{100}{\text{試料液の採取量(ml)}} \times \frac{1}{\epsilon}$$

P：検量線から求めたBKCの量(μg)

ε：各成分の定量値を薬剤含有量に換算するための係数で、次の表に掲げるとおりとする。

薬剤の種類 成分	ACQ1	ACQ2
銅化合物	0.558	0.667
DDAC	—	0.333
BKC	0.442	—

E ナフテン酸銅系保存処理薬剤で処理されたもの

a 試料液の調製

BのIIのaに同じ。

b 検量線の作成

Dのbの(a)に同じ。

c 定量方法

Dのcの(a)に同じ。

d 薬剤含有量の計算方法

cによって求めた値から次式により薬剤含有量を算

出する。

$$\text{薬剤含有量(}\mu\text{g)} = P \times \frac{250 \times \text{試料液の希釈倍数}}{1,000}$$

P：検量線から求めた銅の濃度(μg/g)

F ナフテン酸亜鉛系保存処理薬剤で処理されたもの

a 試料液の調製

BのIIのaに同じ。

b 検量線の作成

原子吸光分析用の亜鉛標準液(1,000ppm)2mlを300mlのビーカーに入れ、過酸化水素水1ml、硫酸(1+4)4mlを加え、砂浴上で徐々に加熱する。放冷後、ビーカーの内容物を100mlのメスフラスコに水で洗いながら移し、硫酸ナトリウム溶液10mlを加えた後、標線まで水で希釈したものを検量線用標準原液とする。この検量線用標準原液0～10mlを段階的に100mlのメスフラスコに量りとり、硫酸—硫酸ナトリウム溶液を標線まで加えたものを標準試料溶液とする。それぞれ標準試料溶液について、波長213.9nmにおける吸光度を原子吸光光度計で測定して、検量線を作成する。

c 定量方法

※〔別表1111〕③

試料液を検量線の範囲内に入るように硫酸—硫酸ナトリウム溶液で一定量に希釈し、原子吸光度計によりbと同じ条件で吸光度を測定し、検量線の直線領域から亜鉛の濃度を求める。

- d 薬剤含有量の計算方法
cによって求めた値から次式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{250 \times \text{試料液の希釈倍数}}{1,000}$$

P：検量線から求めた亜鉛の濃度 (mg/l)

G ほう素化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

1 クルクミン法

a 試料液の調製

試験片の辺材の表面及び裏面（表面又は裏面のいずれか一方のみが辺材である場合にあつては、その面。以下同じ。）から1mmの深さまでを削りとり去り、更に5mmの深さまで削りとった木片を細かく砕いて全乾にしたものを試料とする。その荷口の全試料を合わせて、その中から1～2gを正確に量り、るつば又は蒸発皿にとり、炭酸ナトリウム溶液（1W/V%。無水炭酸ナトリウム10gを水に溶解して

全量を1,000mlにしたものをいう。以下同じ。）を加えてアルカリ性として、水浴上でその混合物を乾燥させる。次にマッフル炉を用いてできるだけ低い温度でゆっくり灰化させ、次第に温度を上げて暗い赤熱状態（約580℃）に達せしめ、それ以上の温度にならないようにする。放冷後、灰分を塩酸（1+9）で酸性とした後、100mlのメスフラスコに移し入れ、標線まで水で希釈し、これを試料液とする。

b 試薬の作成

(a) クルクミン溶液

クルクミン（植物製）0.1gをエタノール400mlに溶解する。

(b) しゅう酸アセトン溶液

しゅう酸50gをアセトン500mlに溶解し、ろ過する。

(c) ほう酸標準溶液

ほう酸を硫酸デシケータの中で5時間乾燥したものの0.5gを正確に量りとり、水に溶解して1,000mlのメスフラスコに移し入れ標線まで希釈して、これをほう酸標準原液とする。使用時にこ

の原液を水で50倍に希釈してほう酸標準溶液とする。

c 検量線の作成

ほう酸標準溶液 0 ～ 4 ml を、階段的に、正確に量りながらとり、d の定量方法と同様に操作してほう酸の量と吸光度との関係線を作成して検量線とする。

d 定量方法

試料液 1 ml を正確に量りとり、内径 5 cm のるつぼに入れ、1 % 炭酸ナトリウム溶液を加えてアルカリ性とした後、水浴上で蒸発乾固させる。次に、残留物を放冷した後、塩酸 (1 + 4) 1 ml、しゅう酸アセトン溶液 5 ml 及びクロクミン溶液 2 ml を加えて、55 ± 2 °C の水浴上で 2 時間 30 分加熱する。これを放冷した後、残留物にアセトン 20 ～ 30 ml を加えて溶出し、ろ過しながら 100 ml のメスフラスコに入れる。アセトンで容器及び残留物を数回洗い、洗液を合わせて標線までアセトンで希釈し、試験溶液とする。試験溶液の一部を吸収セルに移し、空試験液を対照液として波長 540 nm における吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線からほう酸の量を求める。試

験溶液の吸光度が検量線の範囲を超える場合は、アセトンで一定量に希釈し、検量線の範囲内に入るように調整して測定する。

e 薬剤含有量の計算方法

d によって求めた値から次式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times 100 \times \text{試料液の希釈倍数}$$

P : 検量線から求めた試験溶液のほう酸の量 (mg)

II カルミン酸法

a 試料液の調製

試験片の辺材の表面及び裏面から 1 mm の深さまでを削ってとり去り、更に 5 mm の深さまで削りといった木片を細かく砕いて全乾にしたものを試料とする。その荷口の全試料を合わせて、その中から 1 ～ 2 g を正確に量り、石英ガラス製又は無ほう酸ガラス製の 200 ～ 500 ml の共通すり合わせトラップ球付き丸底フラスコにとり、過酸化水素水 15 ml、硫酸 2 ml 及びりん酸 2 ml を添加する。次に、これを砂浴上で徐々に加熱し、内容物を分解し、内容物が黒色になったところで過酸化水素水 5 ml を追加する。この

あー

操作を繰り返し、試料が完全に分解して内容物が透明になり、硫酸白煙が発生するまで濃縮した後、放冷する。その後、丸底フラスコの中の内容物を 200 ml のメスフラスコに移し入れ、標線まで水で希釈し、これを試料液とする。

b 試薬の作成

(a) カルミン酸溶液

カルミン酸 25 mg を硫酸に溶解して、全量を 100 ml とする。

(b) 硫酸第 1 鉄溶液

硫酸第 1 鉄 5 g を 0.5 mol/L 硫酸 100 ml に溶解する。

(c) ほう酸標準溶液

ほう酸を硫酸デシケータの中で 5 時間乾燥したものを 0.25 g を量りとり、100 ml のメスフラスコに入れ標線まで水で希釈して、これをほう酸標準原液とする。使用時にこの原液を水で 50 倍に希釈してほう酸標準溶液とする。

c 検量線の作成

ほう酸標準溶液 0 ～ 2 ml を、階段的に、正確に量りながら、25 ml のメスフラスコにとり、それぞれの

全量が 2 ml になるよう水を加えた後、d の定量方法と同様に操作して、ほう酸の濃度と吸光度との関係線を作成して検量線とする。

d 定量方法

試料液 2 ml を 25 ml のメスフラスコにとり、塩酸 3 滴、硫酸第 1 鉄溶液 3 滴及び硫酸 10 ml を加えて混合し、メスフラスコに共栓を付し水冷した後、カルミン酸溶液 10 ml を加えて混合する。次に、これを再び水冷し、標線まで硫酸で希釈し、45 分間室温で放置して、試験溶液とする。試験溶液の一部を吸収セルに移し、空試験液を対照液として波長 600 nm における吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線からほう酸の量を求める。試験溶液の吸光度が検量線の範囲を超える場合は、硫酸で一定量に希釈し、検量線の範囲内に入るように調整して測定する。

e 計算方法

d によって求めた値から次式により薬剤含有量を算出する。

薬剤含有量 (mg) = $P \times 100 \times$ 試料液の希釈倍数

P : 検量線から求めた試験溶液のほう酸の量 (mg)

29

② 生長錐により試験片を採取する場合

ア 試験試料の採取

試験材を抜き取る方法は、1 荷口から次の表の左欄に掲げる保存処理を施した製材の枚数又は本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる枚数又は本数の試験材を任意に抜き取って行うものとする。

荷口の保存処理を施した製材の枚数又は本数	試験材の枚数又は本数	
1,000以下	8	再試験を行う場合は、左に掲げる枚数又は本数の2倍の試験材を抜き取る。
2,000以下	12	
3,000以下	16	
4,000以下	20	
5,000以下	24	
6,000以下	28	
7,000以下	32	

(注) 荷口が10,000枚又は10,000本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ10,000枚又は10,000本以下となるように分割する。

イ 試験片の採取

各試験材の長さ及び幅の中央部付近で、インサイジング又は割れ等の欠点の影響が最も少ない部分において、材面に向かって直角に内径4.5±0.03mmの生長錐を用いて、次の表の左欄に掲げる試験片を採取する部分の区分に応じ、それぞれ

同表の右欄に掲げる長さの試験片を採取するものとする。

試験片を採取する部分の区分	試験片を採取する長さ
心材が材の表面から深さ10mm以内の部分に存在するもの	材の表面から10mm
心材が材の表面から深さ10mmを超え15mm以内の部分に存在するもの	材の表面から15mm
心材が材の表面から深さ15mmを超え20mm以内の部分に存在するもの	材の表面から20mm
心材が材の表面から深さ20mmを超えた部分に存在するもの	材の表面から心材に達するまで
心材が存在しないもの	材の表面から材の厚さの1/2

ウ 試験結果の判定

①のウに同じ。

エ 試験の方法

(ア) 浸潤度試験

浸潤度は、試験片に含有される保存処理薬剤を確認の上、保存処理薬剤を試験法—1に示す方法によって呈色させ、次式により算出する。

辺材部分の浸潤度(%) = $\frac{\text{試験片の辺材部分の呈色長 (mm)}}{\text{試験片の辺材部分の長さ (mm)}} \times 100$

試験片の材の表面から
深さ d (mm) までの心
材部分の呈色長 (mm) $\times 100$
材の表面から深さ d (mm) までの心材部分の浸潤度 (%) = $\frac{\text{試験片の材の表面から深さ } d \text{ (mm) までの心材部分の長さ (mm)}}{\text{材の表面から深さ } d \text{ (mm) までの心材部分の長さ (mm)}}$

試験法—1 薬剤の呈色法

①のエの(7)の試験法—1に同じ。

(4) 吸収量試験

吸収量は、試験片に含有される保存処理薬剤を確認の上、保存処理薬剤又は主要成分を試験法—2に示す方法によって定量し、次式により算出する。ただし、これ以外の方法によって、試験片が基準に適合するかどうか明かに判定できる場合は、その方法によることができる。

$$\text{吸収量 (kg/m}^3\text{)} = \frac{\text{薬剤含有量 (mg)}}{\text{荷口の全試料の体積 (cm}^3\text{)}}$$

試験法—2 薬剤の定量法

保存処理薬剤ごとに次に定める方法により薬剤の吸収量を定量する。使用する薬剤は、当該薬品（試薬）に J I S の規定がある場合は J I S によるものとする。

A クレオソート油保存処理薬剤で処理されたもの

a 試料液の調製

浸潤度試験に用いた試験片のそれぞれの材の表面か

ら10mmの深さまでの部分を切断し、これを試料とする。その荷口の全試料を合わせて円筒ろ紙に移し入れ、以下①のエの試験法—2のAのaと同様に操作する。

b 定量方法

①のエの試験法—2のAのbに同じ。

c 薬剤含有量の計算方法

①のエの試験法—2のAのcに同じ。

B クロム・銅・ひ素化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

1 吸光度法

a 試料液の調製

浸潤度試験に用いた試験片のそれぞれの材の表面から10mmの深さまでの部分を切断し、これを試料とする。その荷口の全試料を合わせて500 mlの共通すり合わせトラップ球付き丸底フラスコに入れ、以下①のエの試験法—2のBの1のaと同様に操作する。

b 試薬及び検量線の作成

①のエの試験法—2のBの1のbに同じ。

c 定量方法

①のエの試験法—2のBの1のcに同じ。

d 薬剤含有量の計算方法

①のエの試験法—2のBのIのdに同じ。

II 原子吸光度法

a 試料液の調製

浸潤度試験に用いた試験片のそれぞれの材の表面から10mmの深さまでの部分を切断し、これを試料とする。その荷口の全試料を合わせて500 mgの共通すり合わせトランプ球付き丸底フラスコに入れ、以下①のエの試験法—2のBのIIのaと同様に操作する。

b 検量線作成用の標準試料原液及び標準試料溶液の作成

①のエの試験法—2のBのIIのbに同じ。

c 定量方法

①のエの試験法—2のBのIIのcに同じ。

d 薬剤含有量の計算方法

①のエの試験法—2のBのIIのdに同じ。

C アルキルアソモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

a 試料液の調製

浸潤度試験に用いた試験片のそれぞれの材の表面から10mmの深さまでの部分を切断し、これを試料とする。その荷口の全試料を合わせて球管冷却器付き300 mgの

平底フラスコに入れ、以下①のエの試験法—2のCのaと同様に操作する。

b 検量線の作成

①のエの試験法—2のCのbに同じ。

c 定量方法

①のエの試験法—2のCのcに同じ。

d 薬剤含有量の計算方法

①のエの試験法—2のCのdに同じ。

D 銅・アルキルアソモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

a 試料液の調製

(a) 銅化合物

BのIのaに同じ。

(b) DDAC

Cのaに同じ。

(c) BKC

Cのaに同じ。

b 検量線の作成

①のエの試験法—2のDのbに同じ。

c 定量方法

①のエの試験法—2のDのcに同じ。

d 薬剤含有量の計算方法

①のエの試験法—2のDのdに同じ。

E ナフテン酸銅系保存処理薬剤で処理されたもの

a 試料液の調製

BのIIのaに同じ。

b 検量線の作成

①のエの試験法—2のDのbの(a)に同じ。

c 定量方法

①のエの試験法—2のDのcの(a)に同じ。

d 薬剤含有量の計算方法

①のエの試験法—2のEのdに同じ。

F ナフテン酸亜鉛系保存処理薬剤で処理されたもの

a 試料液の調製

BのIIのaに同じ。

b 検量線の作成

①のエの試験法—2のFのbに同じ。

c 定量方法

①のエの試験法—2のFのcに同じ。

d 薬剤含有量の計算方法

①のエの試験法—2のFのdに同じ。

(2) 含水率試験

ア 試験試料の採取

試験に供する試験片を採取すべき乾燥材表示を行った製材は、1 荷口から5枚又は5本を任意に抜き取るものとする。ただし、再試験を行う場合には、1 荷口から10枚又は10本を抜き取るものとする。

イ 試験片の採取

アで採取した試験試料からそれぞれ2個ずつ採取する。

ウ 試験結果の判定

1 荷口から採取された試験片のうち、基準に適合するものの数がその総数の90%以上であるときは、当該試験片に係る荷口は合格したものとし、70%未満であるときは、不合格とする。適合するものの数が70%以上90%未満であるときは、その荷口について改めて試験に要する試験片を採取して再試験を行い、その結果、適合するものの数が90%以上であるときは、合格したものとし、90%未満であるときは、不合格とする。

エ 試験の方法

試験片の質量を測定し、これを乾燥器中で100℃から105℃で乾燥し、恒量に達したと認められるときの質量（以下「全乾質量」という。）を測定し、含水率を求める。ただし、これ以外の方法によって、試験片の適合基準を満足するかど

別表 1 (第 4 条関係)

うか明らかに判定できる場合は、その方法によることのできる。

(注) 含水率は、次式によって算出する。

$$\text{含水率}(\%) = \frac{W_1 - W_2}{W_2} \times 100$$

W_1 : 乾燥前の質量 (g)

W_2 : 全乾質量 (g)

本別記……一部改正 [平成 9 年 9 月農水省 1381 号・13 年 11 月 1539 号]

木口の短 辺 (mm)	木 口 の 寸 法 (mm)																材 長 (m)
	12	15	18	21	27	34	40	45	51	60	66	80	90	100	110	120	
12												80	90	100	110	120	木口の短 辺 150 mm 以上 10 mm 以下
15												80	90	100	110	120	
18												80	90	100	110	120	
21												80	90	100	110	120	
27												80	90	100	110	120	
34												80	90	100	110	120	
40												80	90	100	110	120	
45												80	90	100	110	120	
51												80	90	100	110	120	
60												80	90	100	110	120	
66												80	90	100	110	120	
80												80	90	100	110	120	
90												80	90	100	110	120	
100												80	90	100	110	120	
110												80	90	100	110	120	
120												80	90	100	110	120	

4-34

別表2 (第4条関係)

木口 の 短辺 (mm)	木 口 の 長 辺 (mm)														材 (m)			
	木 口 の 長 辺 (mm)														1.8	1.9	2.0	2.0
7															150	180	210	240
9															150	180	210	240
11															150	180	210	240
13															150	180	210	240
15															150	180	210	240
18															150	180	210	240
20															150	180	210	240
24															150	180	210	240
27															150	180	210	240
30															150	180	210	240
33															150	180	210	240
36															150	180	210	240
40															150	180	210	240
45															150	180	210	240
50															150	180	210	240
55															150	180	210	240
60															150	180	210	240
70															150	180	210	240
75															150	180	210	240
85															150	180	210	240
90															150	180	210	240
100															150	180	210	240
105															150	180	210	240
120															150	180	210	240

※〔法規七四九八〕⑧⑨

附 則

(製材の日本農林規格の廃止)

- 1 製材の日本農林規格(昭和四十七年十月十四日農林省告示第千八百九十二号)は、廃止する。

(経過措置)

- 2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定により行う製材の格付については、平成九年七月十一日までは、なお従前の例によることができる。

(薄板の日本農林規格等の一部改正)

- 3 薄板の日本農林規格(昭和三十五年七月三十日農林省告示第六百九十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

- 4 建具材の日本農林規格(昭和三十五年十二月一日農林省告示第千二百二号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

- 5 きり材の日本農林規格(昭和三十五年十二月一日農林省告示第千二百三号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

- 6 押角の日本農林規格(昭和三十五年十二月一日農林省告示第千二百四号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

- 7 耳付き材の日本農林規格(昭和三十五年十二月一日農林省告示第千二百五号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

前 文〔抄〕(平成九年九月三日農林水産省告示第一三八一号)

平成九年十月三日から施行する。

附 則(平成十三年二月三〇日農林水産省告示第一五九九号)

- 1 この告示は、平成十四年三月一日から施行する。

- 2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第百八号)附則第四条第一項又は第三項の規定によりなお効力を有するものとされる同法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十四条第三項又は第十九条の三第一項に規定する製造業者又は外国製造業者の製造する農林物資について、この告示の施行前にこの告示による改正前の広葉樹製材の日本農林規格に適合するかどうかの判定を行った独立行政法人農林水産消費技術センター又は登録格付機関が、当該判定の結果に基づいて当該製造業者又は外国製造業者に当該農林物資又はその包装に格付の表示を付させる場合には、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行前に格付の表示が付された広葉樹製材については、なお従前の例による。